様式第1号の２（第５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

申請者　住　所

事業者名

代表者名

電　話

ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金の申請に係る確認表

ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金の交付申請にあたり、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金交付要綱及び以下に掲げる要件を遵守します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 内容 | 確認欄 |
| 共通事項 | 補助対象者が事業者であること |  |
| 令和７年４月３日以降に、補助対象者が市内の事業所において新たに太陽光発電設備等を設置すること |  |
| 同一年度内に、補助対象者が、補助対象設備に対して、この要綱による同一の補助対象設備の補助金及び国費を財源とする補助金の交付を受けていないこと |  |
| 補助対象者が市税を滞納していないこと  ※事実確認のため、市が必要に応じて納税等に関する照会・調査を行うことに同意します。 |  |
| 補助対象設備の法定耐用年数前に処分を行う場合は、事前に八尾市に相談すること |  |
| 補助対象設備が中古設備でないこと |  |
| 補助対象設備の購入、工事の発注または契約をするにあたっては、複数者からの見積をとるなど、一般の競争に付すこと  ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難または不適当である場合には、指名競争に付し、または随意契約によること |  |
| 補助対象者が大阪府の脱炭素経営宣言登録制度に基づく脱炭素経営宣言を行うとともに、ゼロカーボンシティやお推進協議会に参画していること |  |
| 補助対象者が八尾市暴力団排除条例第２条第２号及び第３号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 内容 | 確認欄 |
| ア.太陽光発電設備 | 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の30％以上を自家消費し、かつ当該需要家が消費する電力量を含めて50％以上を当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家が消費すること。 |  |
| 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること |  |
| 発電量を計測する機器を備えること |  |
| 電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと |  |
| 電気事業法第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること |  |
| 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン」に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること |  |
| イ.蓄電池 | ア.太陽光発電設備で導入する設備の付帯設備であること |  |
| 原則として太陽光発電設備と接続し発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること |  |
| 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと |  |
| 八尾市火災予防条例に基づく位置、構造及び管理の基準を満たすものであること |  |
| １１．９万円／kWh以下（工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう検討した |  |
| ウ.高効率照明機器 | 調光制御機能を有するLEDであり、①スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能）、②明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する）、③在不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する）のいずれかの機能を有するLEDのこと |  |
| エ.高効率空調機器 | 対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して30％以上省CO₂効果が得られるもの |  |
| 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」第16条に定めるすべての第一種特定製品に使用されるフロン類の管理（業務用エアコン等のすべての機器に３ヶ月ごとの簡易点検を、一定規模以上の機器には１年または３年ごとの有資格者による定期点検）を行うこと |  |